

5-2. 輸出促進に向けた産地等への支援

植物防疫所をはじめとする関係機関が、輸出検疫に係る産地等の取組を支援し、又は輸出検疫の円滑化を図るための各種取組を実施。

関係団体による専門家の派遣

概要： 専門家を派遣し、輸出先国の植物検疫条件に対応するための現地体制を構築し、栽培体系、農産物の生育状況、病害虫の発生状況等の実態に応じた技術的支援を実施。

実施機関： (一社) 全国植物検疫協会 (令和7年度)
TEL: 070-1187-1520

事業名： 輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援事業

担当課 農林水産省輸出・国際局 輸出支援課 輸出産地形成室
TEL:03-3502-8111

相手国検査官の招へい費用等の助成

概要： 相手国の検査官による登録生産園地や登録選果施設の査察又は両国の検査官による合同輸出検査を受ける際に、相手国の検査官を招へいするための費用を助成(定額又は1/2)。

事業名： 輸出環境整備推進事業(輸出先国規制対応支援事業)

担当課 農林水産省輸出・国際局規制対策グループ
TEL: 03-3502-8111

集荷地等における輸出検査の実施

概要： 輸出品の品質保持、不合格品が出た場合の補充等を目的として輸出者が栽培地や集荷地での輸出検査を希望する場合、当該輸出者の要請に基づいて当該検査を実施。

実施機関： 全国の植物防疫所及び登録検査機関

植物防疫所 千葉県のアジア向け盆栽・植木、愛知県の花き市場で行う検査の諸外国向け花き類、青森県の台湾向けりんご等の例：

植物防疫所における相談窓口

横浜植物防疫所業務部輸出検疫担当 Tel. 045-211-7155

名古屋植物防疫所輸出検疫担当 Tel. 052-651-0114

神戸植物防疫所業務部輸出検疫担当 Tel. 078-331-2384

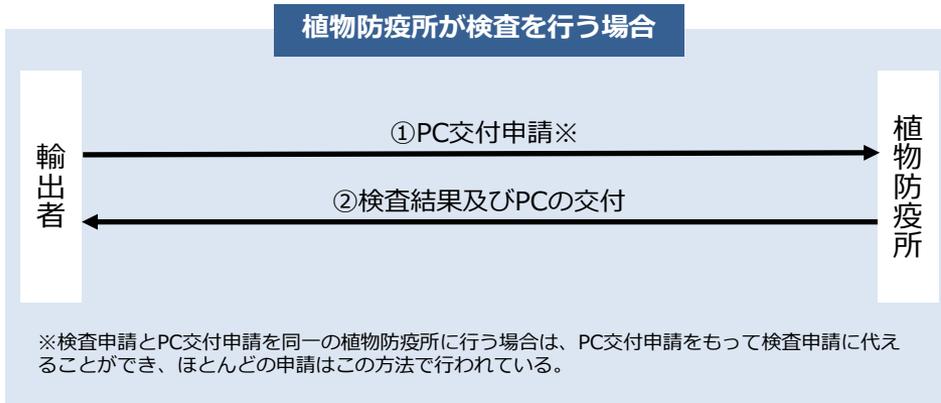
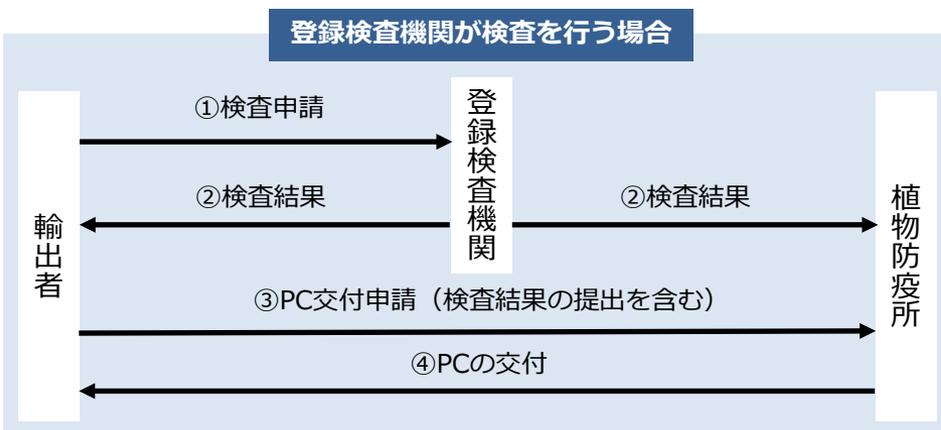
門司植物防疫所輸出検疫担当 Tel. 093-280-4319

那覇植物防疫事務所輸出及び国内検疫担当 Tel. 098-868-1679

5-3. 輸出検査における登録検査機関の活用

- 輸出検査は、①輸出者による検査の申請、②必要に応じた栽培地検査・精密検査・消毒検査（殺虫・殺菌処理が適切に実施されたかの確認）・目視検査（荷口の状態及び数量の確認を含む）、③植物防疫官による植物検疫証明書（PC）の交付という流れで行われる。
- このうち栽培地検査等の各区分別検査については、令和5年4月より植物防疫法に基づく登録検査機関も行うことが可能。速やかな検査を受けるためには、登録検査機関の積極的な活用が有効。

〈登録検査機関：令和7年4月現在〉



機関名	登録時期	検査区分
株式会社JEVIC	令和5年3月	栽培地検査、消毒検査、精密検査及び目視検査
公立大学法人秋田県立大学	令和5年4月	精密検査
国立大学法人東京大学 大学院農学生命科学研究科	令和5年6月	精密検査
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構	令和5年7月	精密検査
株式会社UEJ	令和5年7月	目視検査
一般社団法人全日検	令和5年7月	目視検査
株式会社ファスマック	令和5年8月	精密検査
一般社団法人室苫植物検疫協会	令和5年9月	消毒検査及び目視検査
国立大学法人鳥取大学	令和5年9月	精密検査
株式会社農研植物病院	令和6年3月	精密検査
株式会社東海テクノ	令和6年4月	精密検査
一般社団法人神戸植物検疫協会	令和6年10月	消毒検査、精密検査及び目視検査
株式会社JALカーゴサービス	令和6年10月	精密検査及び目視検査

6. 輸出入植物以外の病害虫の侵入経路への対応

- 近年、木材こん包材、中古農業機械、中古車、船舶等、輸出入の対象となる植物以外の経路により病害虫が国境を越えて拡散するリスクが顕在化しつつあるところ、必要に応じ、これらに対応するための新たなリスク管理措置を導入。

木材こん包材

- ・ 貨物の輸出入に先立ち国際基準（ISPM15）が定める条件で消毒するとともに、消毒済である旨を示す表示が必要。

中古農業機械・中古車両等

- ・ 中古農業機械等の輸出入に際し、植物防疫法に基づき、土・植物残渣等の付着がないことを証明するための植物検疫証明書の添付が必要。
- ・ ニュージーランドへの中古の乗用車等の輸出に際し、民間消毒処理事業者が発行した、クサギカメムシ（我が国既発生）を対象としたくん蒸又は熱処理の処理証明書の添付が必要。豪州は、クサギカメムシを対象として車両運搬船に対する輸入検査を実施。

船舶

- ・ アジア型マイマイガ(FSMC：Flighted Spongy Moth Complex、我が国既発生)の飛翔期間中に日本を経由して米国、カナダ、チリ及びニュージーランドに入港する場合、民間検査機関が発行するFSMCの不在証明書の提示が必要。

海上コンテナ

- ・ 海上コンテナを経路とする病害虫の国境を越えた拡散リスクを可能な限り低減するための方策について、IPPC加盟国間で議論中。

Ⅲ 国内防疫について

- 7 国内植物検疫の現状
- 8 総合防除の推進、発生予察事業
- 9 農薬等の空中散布・農業用ドローンの
利活用拡大に向けた取組
- 10 地域特産農作物（マイナー作物）対策

7-1. 国内植物検疫の概要

- 国内に存在しない、又は一部のみに存在している有害動植物の侵入・まん延を防止するため、侵入調査事業、移動規制、緊急防除等を実施。
- 近年ではテンサイシストセンチュウ、ジャガイモシロシストセンチュウ、セグロウリミバエなどの病害虫の侵入を確認。また、アリモドキゾウムシ、イモゾウムシ、カンキツグリーニング病菌などの病害虫が南西諸島等の一部地域のみで発生。現在これらの有害動植物を対象として、移動規制又は緊急防除といった措置を講じ、徹底した防除・封じ込めを実施。
- また、有害動植物が寄生していない健全な種苗の供給を確保するため、種馬鈴しょを対象とした種苗検査を実施。

侵入調査事業

万が一侵入があった場合に迅速な初動対応ができるよう、全国の港、畑や果樹園において、侵入警戒有害動植物を早期に発見するための調査を実施。（実施例）ミバエ類、火傷病菌等

侵入警戒有害動植物の侵入等を認めたと者の通報義務を措置。



（ミバエ類の調査に用いるトラップ）

種苗検査

繁殖の用に供する植物で農林水産大臣が指定するものについて、その栽培中に植物防疫官が検査を行うことにより、有害動植物のまん延を防止。【法第13条】
対象植物：馬鈴しょ

移動規制

省令で定める地域内にある特定の種類の植物の移動を制限若しくは禁止することにより、有害動植物の他地域へのまん延を防止。【法第16条の2、第16条の3】

（実施例）

アリモドキゾウムシ等のまん延防止のため沖縄県や奄美群島等からのサツマイモ属植物等の移動の制限・禁止



（移動取締り）

緊急防除

植物の移動禁止、廃棄命令などを伴う迅速かつ徹底した防除を実施することにより、有害動植物の根絶等を図るとともに他地域へのまん延を防止。【法第17条】

（実施例）

北海道網走市等のジャガイモシロシストセンチュウ
長野県原村等のテンサイシストセンチュウ
沖縄県のセグロウリミバエ

有害動植物の防除内容等を規定した緊急防除実施基準をあらかじめ作成した場合は、緊急防除を行う際の告示による事前周知期間（30日間）を短縮することが可能。【法第17条の2】

その他の防除

都道府県、生産者の組織する団体等が主体となってまん延防止・防除対策を実施。

（過去の実施例）

クビアカツヤカミキリやキウイフルーツかいよう病（Psa3系統）

7-2. 侵入病害虫による被害の事例

沖縄県等にウリミバエ、
ミカンコミバエが侵入



ウリミバエ



ミカンコミバエ



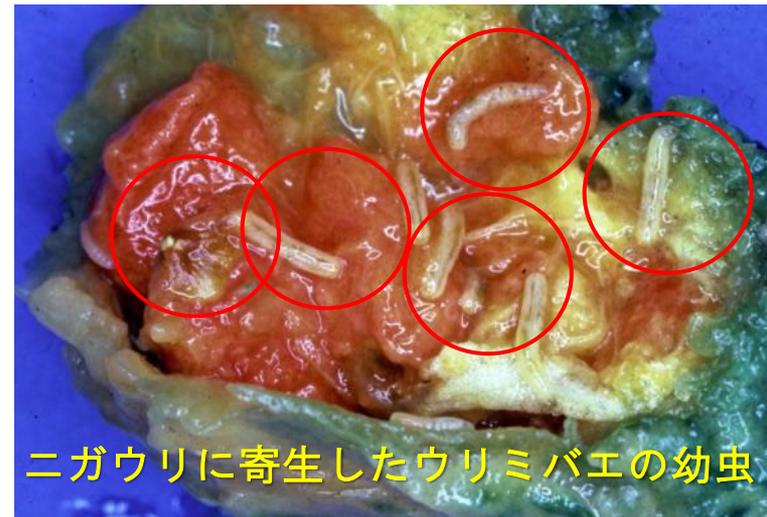
カンキツ、キュウリ、メロン、
ウリ等に大被害が発生



根絶までの期間：26年
(S43年～H5年)

防除費用：約254億円

従事者：延べ約63万人



ニガウリに寄生したウリミバエの幼虫



侵入・まん延の防止が重要！

7-3. 法令により移動が規制されている植物とその地域

移動規制（法第十六条の二・第十六条の三）

持ち出せない植物	発地域
<p>【アリモドキゾウムシ、イモゾウムシ、サツマイモノメイガ、アフリカマイマイ】 さつまいも、ようさい、あさがお、ぐんばいひるがお等の生茎葉及び地下部</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>アリモドキゾウムシ</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>イモゾウムシ</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>アフリカマイマイ</p>  </div> </div>	<p>沖縄県全域（※）、奄美群島、トカラ列島、小笠原諸島</p>
<p>【カンキツグリーニング病菌・ミカンキジラミ】 ミカン科植物の一部の生植物（果実、種子は除く）</p>	<p>沖縄県全域 沖永良部島及び与論島</p>
<p>【ジャガイモシロシストセンチュウ】 ばれいしょ等のなす科植物の地下部、なす科植物以外の植物の地下部で土の付着したもの</p>	<p>北海道網走市、斜里町及び清里町の一部地域</p>
<p>【テンサイシストセンチュウ】 フダンソウ属（テンサイ）等の地下部、フダンソウ属（テンサイ）等以外の植物の地下部で土の付着したもの</p>	<p>長野県原村、川上村及び南牧村の一部地域</p>
<p>【セグロウリミバエ】 ウリ科植物等の生果実等で、植物防疫官が行う検査の結果、セグロウリミバエが付着しているおそれがないと認められていないもの</p>	<p>沖縄県本島の26市町村</p>



持ち込めない地域
<p>沖縄県全域（※）、奄美群島、トカラ列島、小笠原諸島を除く国内全地域</p>
<p>沖縄県を除く国内全地域</p>
<p>沖永良部島及び与論島を除く国内全地域</p>
<p>左の地域を除く国内全地域</p>

※ 移動規制におけるアリモドキゾウムシについては、津堅島、久米島、奥武島及びオーハ島を除く。

7-4-(1). ミカンコミバエ種群への対応（緊急防除の例①）

- ミカンコミバエ種群については、大正8年に沖縄本島で発見されて以降、南西諸島及び小笠原諸島での分布が確認され、昭和43年から根絶防除を実施した結果、昭和61年に根絶を達成。
- 根絶以降も、毎年、中国大陸、台湾等から南西諸島に飛来していると考えられる。例年数頭～数十頭の誘殺が確認されており、国と県が協力して防除対策を実施し、その定着を防止。
- こうした中、平成27年9月、鹿児島県奄美大島において、継続的な誘殺を確認。
- これを受け、本虫の駆除のため、誘殺板（テックス板）の散布や寄主果実の除去等を実施。さらに、本虫のまん延を防止するため、平成27年12月13日から植物防疫法に基づく緊急防除を開始し、寄主植物の島外への移動規制を実施。
- これら対策を講じた結果、最後の誘殺から3世代相当期間、誘殺が確認されなかったことから、有識者の意見を踏まえ根絶を確認し、平成28年7月14日に緊急防除を解除。
- 令和2年度以降、九州本土の広範囲（熊本県、長崎県、鹿児島県等）においても、多数の誘殺が確認されるなど飛来状況が変化していると考えられる。

緊急防除の内容

【寄主植物の移動制限】

寄主植物（ナス、トマト、かんきつ類、スモモ、パパイア、パッションフルーツ、マンゴウ等）については、植物防疫官による検査の結果、ミカンコミバエ種群が付着していないと認められたものを除き、島外への移動を禁止。誘殺が確認された地点から半径5km以内の寄主植物の果実は原則廃棄。

【防除対策】

誘殺板（テックス板）の散布

ミカンコミバエ種群の誘引剤と殺虫剤をしみこませたテックス板を、ヘリコプター等を用いて散布することにより、雄成虫の除去を実施。

寄主果実除去

ミカンコミバエ種群の寄主果実について、地域住民等との協力の下、利用する予定のないものの除去を実施。

【成虫】



【幼虫】



7-4-(2). ジャガイモシロシストセンチュウへの対応（緊急防除の例②）

- 平成27年8月、北海道網走市の一部地域において、我が国で初めてジャガイモシロシストセンチュウの発生を確認。
- 平成28年10月、本線虫が確認された12大字を防除区域に指定し、植物防疫法に基づく緊急防除を開始。
- 令和元年8月、新たに北海道斜里町の一部地域において、本線虫の発生を確認。その後の調査の結果、斜里町及び清里町の8大字を防除区域に追加。
- 令和7年4月現在、北海道網走市、斜里町及び清里町内の計6大字で緊急防除を実施中。

緊急防除の内容

【作付けの禁止】

本線虫の発生ほ場において、なす科植物（対抗植物を除く。）の栽培を禁止。

【移動の制限】

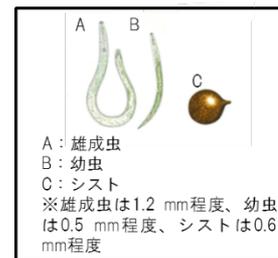
なす科植物の地下部及びなす科植物以外の植物の地下部であって土が付着したものについては、植物防疫官が本線虫のまん延を防止するための適切な措置が講じられていることを確認したものを除き、防除区域外への移動を禁止。

【廃棄】

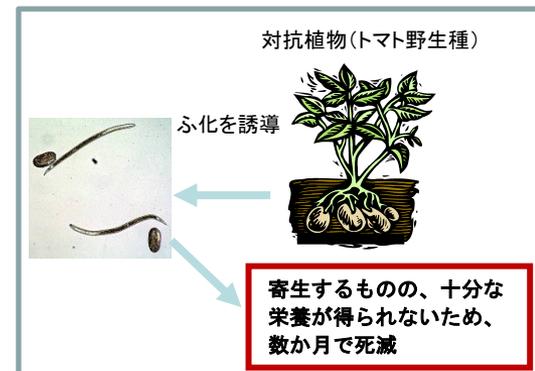
なす科植物の地下部のうち、植物防疫官が本線虫のまん延を防止するために廃棄する必要があるものとして指定した植物の廃棄。

【防除対策】

本線虫の発生ほ場において、対抗植物の植栽による防除対策を実施。



【シロシストの形態】



【対抗植物の植栽】

7-4-(3). テンサイシストセンチュウへの対応（緊急防除の例③）

- 平成29年9月、長野県諏訪郡原村の一部地域において、テンサイシストセンチュウの発生を確認。
- これを受けて、本線虫の発生範囲を特定する調査を実施した結果、同村内の117ほ場約35haで本線虫の発生を確認。
- 平成30年4月、発生が確認された大字を防除区域に指定し、植物防疫法に基づく緊急防除を開始。
- 令和4年に長野県南佐久郡川上村及び南牧村並びに山梨県北杜市の一部地区で新たに本線虫が確認されたことを受け、当該地区にて防除等の対策を実施中。
- 令和7年4月現在、原村、川上村及び南牧村内の計4大字で緊急防除を実施中。

緊急防除の内容

【作付けの禁止】

本線虫の発生ほ場において、ふだんそう属（てんさい等）植物、あぶらな属植物、だいこん、トマト、ほうれんそう等の作付けを禁止。

【移動の制限】

ふだんそう属（てんさい等）植物等の地下部及びふだんそう属（てんさい等）植物等以外の植物の地下部であって土が付着したものについては、植物防疫官が本線虫のまん延を防止するための適切な措置が講じられていることを確認したものを除き、防除区域外への移動を禁止。

【廃棄】

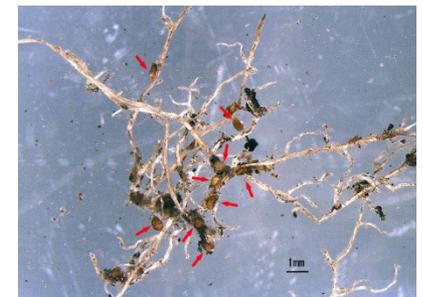
植物防疫官が本線虫のまん延を防止するために廃棄する必要があるものとして指定した植物の廃棄。

【防除対策】

本線虫の発生ほ場において、土壌消毒剤等による防除対策を実施。



テンサイシストセンチュウの雌成虫（左）と幼虫（右）



根に付着したテンサイシストセンチュウのシスト

7-4-(4). セグロウリミバエへの対応（緊急防除の例④）

- 令和6年3月、沖縄県名護市の侵入調査用トラップにおいて、セグロウリミバエ1頭の誘殺を確認。
- これを受けて、沖縄県や関係市町村と協力し、トラップを増設しての発生調査や、寄主植物の除去、薬剤散布といった防除対策を講じてきたが、沖縄本島北部を中心に誘殺や寄生果の確認が継続している。
- 発生状況等を踏まえ、令和7年4月、沖縄本島の26市町村を防除区域に指定し、植物防疫法に基づく緊急防除を開始。

緊急防除の内容

【移動の制限】

ウリ科植物等の生果実及び花並びにその容器包装は、植物防疫官が行う検査の結果、セグロウリミバエが付着しているおそれがないと認められたものでなければ、防除区域外への移動を禁止。

検査に当たっては、トラップ調査、栽培ほ場における防除措置の実施の有無、収穫物の目視検査を行う。

【廃棄】

植物防疫官が本虫のまん延を防止するために廃棄する必要があるものとして指示した植物の廃棄。

【防除対策】

防除区域内において、寄主植物の除去、殺虫剤の散布、誘殺板（誘引剤と殺虫剤を染み込ませた植物繊維の板）の設置による防除対策を実施。



セグロウリミバエの成虫



セグロウリミバエの幼虫